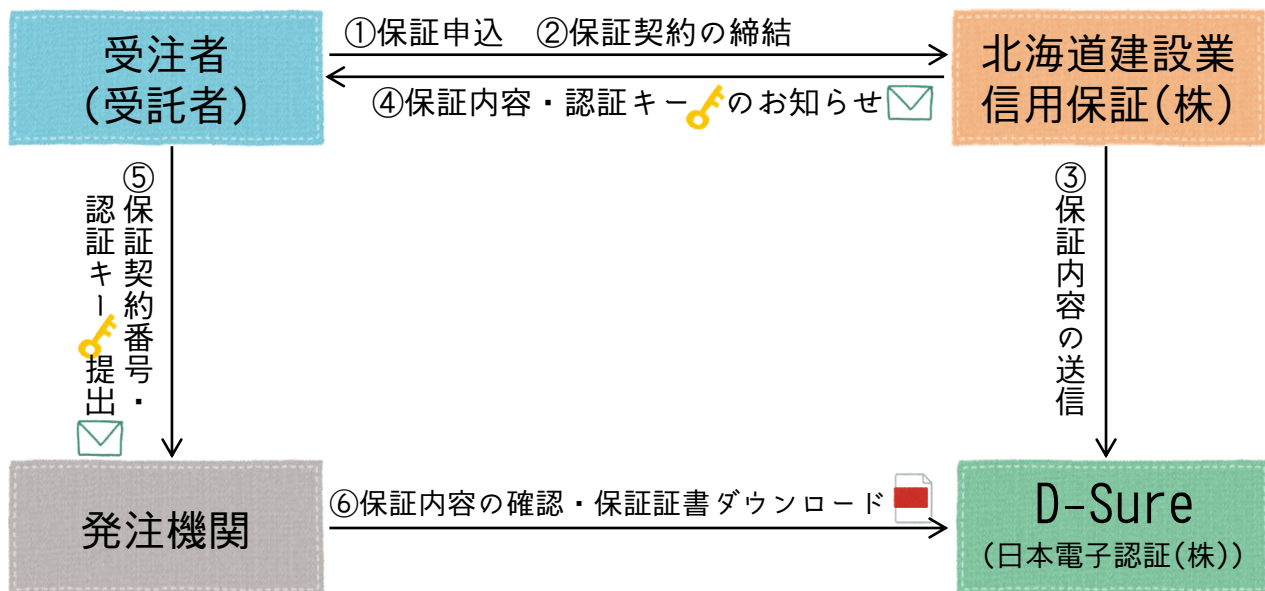


令和4年10月1日以降に入札公告等されたものから

電子保証証書を活用すると、 メールで前払金請求手続きができます

保証会社が発行する「認証キー」等をご提出いただくことで、インターネット上に保管されている電子証書を、発注者が確認できるようになりました。

・電子保証証書を活用した前払金請求の流れ



・請求書は押印不要です

※押印を省略した請求書には、ご担当者様の氏名・連絡先等を記載する必要があります

・提出方法や提出先は、北海道のホームページをご覧ください

